

無線局免許承継申請書

平成 年 月 日

〇〇総合通信局長 殿

申請者 住所(注1) 代理人 住所
(ふりがな) (ふりがな)
氏名(注2) 氏名
(ふりがな) (ふりがな)
代表者氏名 代表者氏名
Ⓜ Ⓜ
(代理人が提出する場合は委任状が必要です。)

電波法第二十条第三項(又は第八項)の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

1 譲渡人

(ふりがな) 氏名(注3)	住所(注1)	(ふりがな) 代表者氏名(注4)

2 譲受人が事業を譲り受ける年月日

平成 年 月 日

3 事業の譲受けの理由

〇〇〇のため

4 免許人(又は予備免許を受けた者)の地位の承継を必要とする理由

〇〇〇のため

5 承継に係る無線局

識別信号	種別	免許の番号(又は予備免許の番号)	免許の有効期間
			平成 年 月 日

6 欠格事由に関する事項

申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、『欠格事由に該当しない』と記載すること。

7 添付資料

- 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為
- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

～ 申請前にご確認ください ～

1. 電波法第二十条第三項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。

- 免許人が無線局をその用に供する事業の全部を譲渡する場合であって、譲受人に免許を承継する場合。なお、この場合の免許人とは法人に限定しません。

2. 申請時期

- 申請は事業譲渡の完了前に行ってください。
なお、譲渡がすでに完了している場合は新たな免許申請が必要となります。

3. 申請許可後の手続き

- 譲渡の日となりましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。

～ 申請書記載の注意点 ～

- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。